

FAX公文

九北税 8 第 392 号

(総 務 部)

令和 8 年 7 月 29 日

支 部 長 殿

九州北部税理士会

会 長 丸 山 二 也

総務部長 織 田 洋 輔



「令和 8 年熊本地震」に係る被害状況について

標題につきまして、令和 8 年 7 月 28 日午後 4 時 27 分頃に熊本地方を震源とする地震が発生いたしました。

別紙のとおり、日税連から会員の被災状況（概況）の把握を求められております。

つきましては、各支部における被害の有無及び被災状況の概況についてご確認いただき、被害を受けられた会員がおられましたら、ご報告くださいますようお願いいたします。

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、支部長におかれましてはご多用のところ恐れ入りますが、ご対応くださいますようお願いいたします。

なお、慶弔等規程に基づく見舞金の贈呈には、別途被災届が必要となりますので申し添えます。

令和8年7月29日

四国税理士会

総務部長 重松修 様

九州北部税理士会

総務部長 織田洋輔 様

南九州税理士会

総務部長 碓塚絵理子 様

日本税理士会連合会

総務部長 松井 寛人

(公印省略)

令和8年熊本地震に係る被災状況把握について(ご協力方お願い)

標題に関しまして、令和8年7月28日午後4時27分頃に熊本地方を震源とする地震が発生いたしました。

つきましては、本会災害対策本部規程第3条第2項及び同運営要領第2条に基づき、当部において税理士会会員の被災状況(概況)の把握を行うことといたしますので、各税理士会で把握されている会員等における被害の有無及び被災状況の概況について、8月6日(木)目途にご報告くださるようお願いいたします(様式は問いません)。

なお、本件の被災状況等の詳細に関する調査及び報告が必要となりました場合には、改めてご依頼いたしますのでお含み置きください。

<参考>

災害対策本部規程(抜粋)

(災害対策本部の設置)

第3条 会長は、日本国内において、前条に規定する大規模災害に該当し、必要と判断したときは、直ちに本会に災害対策本部(以下「本部」という。)を設置することができる。

2 総務部長は、前項の判断に資するため、災害に伴う税理士会及び税理士会の会員の被災状況に関する情報を収集し、速やかに会長に報告しなければならない。

3 略

災害対策本部規程運営要領(抜粋)

(災害発生時の初動)

第2条 総務部長は、災害を認知した際、総務部委員に対し被災状況(概況)の把握について指示するものとする。

2 前項の指示を受けた総務部委員は、所属する税理士会の会員の被災状況(概況)を確認し、速やかに総務部長に報告しなければならない。

3 総務部長は、前項の報告を受けて、会長に対し、税理士会の会員の被災状況を報告しなければならない。

令和8年熊本地震に係る会員被災状況 報告書

九州北部税理士会 宛

FAX 092-481-3878

九州北部税理士会

支部

令和 年 月 日現在

被災報告会員 氏 名	人の被害(複数回答)				物の被害(複数回答)										備考				
	会 員		配偶者、親族、 職員		事務所被害				自宅被害				事務所(器具・備品)			自宅家財		車 両	
	重傷	軽傷	重傷	軽傷	全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊	全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊	全壊	一部 損壊		全壊	一部 損壊	全壊	一部 損壊
記入例 ●●●●	人 0	人 1	人 0	人 2				○				○							○
合 計																			

令和 年 月 日

九州北部税理士会 会長
九州北部税理士協同組合 理事長 殿

支 部

支部長 _____

被 災 届

税理士会 慶弔等規程第4条該当
協同組合 慶弔規程第3条該当

会 員 名 (組 合 員 名)	
被 災 月 日	月 日
被 災 の 原 因	
被 災 の 状 況	

被災届には、被害の程度の証明になるもの（消防署発行の罹災証明書、建築業者の見積書、被災写真など）の添付をお願いいたします。

- 支部への送金方法
- (1) 現 金
 - (2) 銀 行 振 込
 - (3) 会費と相殺

事務処理欄

税 理 士 会 円
協 同 組 合 円

経 理

九州北部税理士会慶弔等規程（抜粋）

（被災）

第4条 税理士会員及び税理士法人会員が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により資産（住宅、事務所等を含む。以下同じ。）に被害を受けたときは、次により見舞金を贈る。

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 資産に全壊又は大規模半壊があった場合 | 100,000 円 |
| (2) 資産に半壊程度の被害があった場合 | 50,000 円 |
| (3) 資産におおむね 30 万円以上の被害又は復旧費が見込まれる場合 | 30,000 円 |

2 罹災による被害の程度は、所属支部長からの報告書及び罹災証明書又は画像等を基に総務部において決定する。

3 一時に多数の税理士会員及び税理士法人会員が被災し、本会の予算に重大な影響を及ぼすと認められるときは、会長は、第1項の規定にかかわらず、理事会の議を経て見舞金の贈呈を延期し、又はこれを停止し、若しくはその金額を減額することができる。